

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2010-508578
(P2010-508578A)

(43) 公表日 平成22年3月18日(2010.3.18)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
G06F 21/20	(2006.01) G06F 15/00 330B 5B017	
G06F 21/24	(2006.01) G06F 12/14 530D 5B285	
	G06F 15/00 330F	
	G06F 15/00 330G	

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 20 頁)

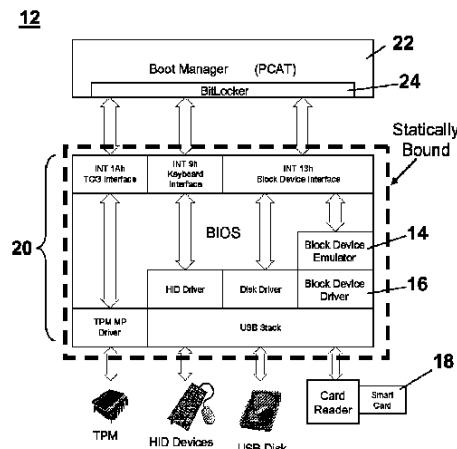
(21) 出願番号	特願2009-534741 (P2009-534741)	(71) 出願人	500046438 マイクロソフト コーポレーション アメリカ合衆国 ワシントン州 9805 2-6399 レッドmond ワン マイ クロソフト ウェイ
(86) (22) 出願日	平成19年9月27日 (2007.9.27)	(74) 代理人	100140109 弁理士 小野 新次郎
(85) 翻訳文提出日	平成20年12月16日 (2008.12.16)	(74) 代理人	100089705 弁理士 社本 一夫
(86) 國際出願番号	PCT/US2007/079737	(74) 代理人	100075270 弁理士 小林 泰
(87) 國際公開番号	W02008/051679	(74) 代理人	100080137 弁理士 千葉 昭男
(87) 國際公開日	平成20年5月2日 (2008.5.2)	(74) 代理人	100096013 弁理士 富田 博行
(31) 優先権主張番号	11/586,283		
(32) 優先日	平成18年10月25日 (2006.10.25)		
(33) 優先権主張国	米国(US)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】透明な二次因子を介したプラットフォーム認証

(57) 【要約】

システムのファームウェアは、スマート・カードのような二次デバイスが認証に使用されることを可能にするように構成される。一例の実施例では、二次デバイスは ISO 7816仕様に準拠するCCIDスマート・カードである。スマート・カードは、システムをブートする前に、システムに結合されたカード・リーダに挿入される。ファームウェアは、スマート・カードからの認証情報がブート処理の実行を許可するために利用されることを可能にするように構成されたエミュレータ及びドライバを含む。一例の実施例では、スマート・カードは、BITLOCKER(商標)とともに使用する外部鍵を含む。二次デバイスはBIOSをインプリメントするシステム及びEFIをインプリメントするシステムと互換である。認証はまた、バイオメトリック・デバイス等のデータ保存を提供しないデバイスによって遂行することができる。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

B I O S 部及びE F I 部のうち少なくとも 1 つを含む、プラットフォーム認証システムであって、前記B I O S 部及びE F I 部のうち少なくとも 1 つが、

前記システムに結合されたブロック・デバイスを検出し、前記ブロック・デバイス上のファイルを開くように構成された、ブロック・デバイス・エミュレータと、

前記ブロック・デバイス上の情報にアクセスするように構成されたブロック・デバイス・ドライバとを含む、プラットフォーム認証システム。

【請求項 2】

前記ブロック・デバイスはスマート・カードを含む請求項 1 記載のシステム。 10

【請求項 3】

前記ブロック・デバイスはC C I D スマート・カードを含む請求項 2 記載のシステム。

【請求項 4】

前記ブロック・デバイスはU S B 互換のブロック・デバイスを含む請求項 1 記載のシステム。

【請求項 5】

前記ブロック・デバイスはP C M C I A 互換のブロック・デバイスを含む請求項 1 記載のシステム。

【請求項 6】

前記ブロック・デバイス上の前記情報へのアクセスが保護される請求項 1 記載のシステム。 20

【請求項 7】

前記ブロック・デバイスはバイオメトリック・デバイスを含む請求項 1 記載のシステム。

【請求項 8】

前記バイオメトリック・デバイス上でアクセスされる情報は、前記システムのブート処理の実行を可能にするトークンを含む請求項 7 記載のシステム。

【請求項 9】

前記ブロック・デバイスは指紋読み取り装置を含む請求項 7 記載のシステム。 30

【請求項 10】

前記ブロック・デバイス上でアクセスされる情報は、前記システムのブート処理の実行を可能にする鍵情報を含む請求項 1 記載のシステム。

【請求項 11】

ブロック・デバイスを介してプラットフォームを認証する方法であって、

前記プラットフォームのB I O S 部及び前記プラットフォームのE F I 部のうち少なくとも 1 つを介してブロック・デバイスを検出するステップと、

前記検出されたブロック・デバイスを認証するステップと、

前記システムのブート処理の実行を可能にするために前記ブロック・デバイスから情報を検索するステップとを含む方法。 40

【請求項 12】

前記ブロック・デバイスはスマート・カード及びC C I D スマート・カードの少なくとも 1 つを含む請求項 11 記載の方法。

【請求項 13】

前記ブロック・デバイスはU S B 互換のブロック・デバイス及びP C M C I A 互換のブロック・デバイスの少なくとも 1 つを含む請求項 11 記載の方法。

【請求項 14】

前記ブロック・デバイスから前記情報を検索するための認証の指示を提供するステップをさらに含む請求項 11 記載の方法。

【請求項 15】

50

前記ブロック・デバイスはバイオメトリック・デバイス及び指紋読み取り装置の少なくとも1つを含む請求項11記載の方法。

【請求項16】

コンピュータ可読媒体であって、

プラットフォーム・システムのB IOS部及びプラットフォームのEFI部のうち少なくとも1つのブロック・デバイス・エミュレータを介してブロック・デバイスを検出するステップと、

前記ブロック・デバイス・エミュレータを介して前記ブロック・デバイス上のファイルを開くステップと、

前記BIOS部及び前記EFI部のうち少なくとも1つのブロック・ドライバを介して、前記ブロック・デバイス上の情報にアクセスするステップと

を実行することにより、ブロック・デバイスを介してプラットフォームを認証するための格納されたコンピュータ実行可能命令を有するコンピュータ可読媒体。

【請求項17】

前記ブロック・デバイスはスマート・カード及びCCIDスマート・カードのうち少なくとも1つを含む請求項16記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項18】

前記ブロック・デバイスはUSB互換のブロック・デバイス及びPCMCI互換のブロック・デバイスの少なくとも1つを含む請求項16記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項19】

前記ブロック・デバイスはバイオメトリック・デバイス及び指紋読み取り装置の少なくとも1つを含む請求項16記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項20】

前記ブロック・デバイス上でアクセスされる情報は、前記システムのブート処理の実行を可能にするための鍵情報を含む請求項16記載のコンピュータ可読媒体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、一般にコンピュータ処理に関し、より具体的には、保護されたファイルへのアクセスに関する。

【背景技術】

【0002】

現在の処理システムはデータ保護を提供する。例えば、BITLOCKER(商標)ドライブ暗号化(BITLOCKER(商標)とも呼ばれる)というマイクロソフト(登録商標)・コーポレーションの製品は、様々なWINDOWS(登録商標)オペレーティング・システムとともに利用可能なデータ保護機能である。BITLOCKER(商標)は、別のオペレーティング・システムをブートしたりソフトウェア・ハッカー用ツールを実行したりするユーザが、ファイルもしくはシステムの保護を破ったり保護されたドライブ上に格納されたファイルのオフラインでの閲覧を実行したりすることを防止する。BITLOCKER(商標)は、ユーザデータを保護し、WINDOWS(登録商標)オペレーティング・システム(例えば、WINDOWS(登録商標)VISTA)を実行するプロセッサが、システムがオフラインである間に手を加えられなかったことを保証する。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

BITLOCKER(商標)は、ユーザがPINを供給するまで、あるいは鍵材料(キーマテリアル、keying material)を含んでいるUSBフラッシュドライブを挿入するまで、正常なブート処理をロックすることができる。例えば、USBフラッシュデバイスは、ブート処理に先立って処理システムに挿入することができる。ブート処理中に、USBフラッシュデバイスが認識され、鍵材料はそこからアクセスすることができる。しかし、

10

20

30

40

50

現在の処理システムは、ブート処理中に、この目的のためにスマート・カード及びC C I D（集積回路カード・インターフェース・デバイス）スマート・カードのようなデバイスを認識しない。

【課題を解決するための手段】

【0 0 0 4】

この概要は説明に役立つ実施例についての詳細な説明においてさらに以下に述べられている単純化された形式における概念の選択を導入するために提供される。この概要は、特許請求の範囲に記載の主題の重要な特徴あるいは本質的な特徴を特定するようには意図されず、特許請求の範囲に記載の主題の範囲を制限するために使用されるようにも意図されない。

10

【0 0 0 5】

プラットフォームは、プラットフォームのファームウェアによりサポートされる任意の認証機構によってゲート制御された、保護されたファイルへの透明なアクセスを提供する。プラットフォームは、P I Nを受け取り、U S B フラッシュドライブやスマート・カード等の各種デバイスからのキーを消費することができ、バイオメトリック・デバイス等のデータ保存を提供しない他のデバイスと互換性がある。一例としての実施例では、プラットフォーム・ファームウェアは、B I T L O C K E R（商標）がデバイス（例えばC C I Dスマート・カード）上の特別に設定されたファイルにアクセスし及び／又は当該デバイスの保護されたB I O S（基本入出力システム）部分にアクセスすることを可能にする。

20

【0 0 0 6】

添付の図面と共に読むことで、以下の詳細な説明と同様に上述の概要もさらによく理解される。透明な二次因子（transparent second factor）を介したプラットフォーム認証を説明する目的で、図面中にその例示的な構成が示される。しかしながら、透明な二次因子を介したプラットフォーム認証は、開示された特定の方法と手段に制限されない。

【発明を実施するための最良の形態】

【0 0 0 7】

プラットフォームの認証をサポートするための透明な二次因子、又はデバイスは、例示的な実施例では、例えば、スマート・カード、C C I Dスマート・カード（集積回路カード・インターフェース・デバイス・スマート・カード）、バイオメトリック・デバイス（例えば指紋読み取り装置、網膜スキャナなど）あるいはその組み合わせを含む。プラットフォームの認証をサポートする透明な二次因子は、本明細書において、B I T L O C K E R（商標）ドライブ暗号化（B I T L O C K E R（商標）とも呼ばれる）というマイクロソフト（登録商標）・コードロレーションの製品に適用されるものとして記述されるが、それに制限されるものではない。二次因子は、ユーザーが様々な因子間の差異の詳細について把握している必要がないという点で、プラットフォームのユーザの観点から透明である。

30

【0 0 0 8】

B I T L O C K E R（商標）は、ブロック・デバイス上に格納される外部鍵（external key）を消費することができる。ブロック・デバイスは、例えばハードディスクドライブ等の、ブロックの形式の情報を送信し及び／又は受信するデバイスである。ブロック・デバイスへのアクセスはプラットフォームのファームウェアによって提供される。プラットフォームは任意の適切なプロセッサ等を含むことができる。例えば、適切なプラットフォームは、パーソナルコンピュータ、サーバコンピュータ、携帯型のデバイスあるいはラップトップデバイス、マルチプロセッサ・システム、マイクロプロセッサベースのシステム、セットトップ・ボックス、プログラム可能な家電、ネットワークP C、ミニコンピュータ、メインフレーム・コンピュータ、携帯機器、例えばM P 3プレイヤー、ウォークマン（商標）などの携帯音楽プレーヤーのようなポータブル・メディア・プレイヤー、携帯情報端末（「P D A」）、携帯電話、ポータブルの電子メールデバイス、シン・クライアント及びポータブルの賭け事装置等のポータブル計算デバイス、テレビ、D V Dプレーヤー、セットトップ・ボックス、モニタ、ディスプレイなどのような消費者電子デバイス、キ

40

50

オスク、店内の音楽サンプリングデバイス、自動預金受払機（A T M）、キャッシングレジスターなどの共同で使用する計算デバイス、携帯型又は車両内にインストールされたナビゲーションデバイス、及び／又は、キッチン用品、自動車制御（（例えばステアリングホイール）等の従来型でない計算デバイス、あるいはその組み合わせを含んでもよいが、それに制限されない。一例としての実施例では、プラットフォームのファームウェアは、認証目的で、スマート・カード、C C I Dスマート・カード及び／又はバイオメトリック・デバイス等の二次因子をB I T L O C K E R（商標）が利用することを可能にするための能力を提供するように構成される。従って、B I T L O C K E R（商標）は、例えばハードディスク等の記憶デバイスからファイルを読み出すことと同様に、ロック・デバイス上の特別に設定されたファイルあるいはロック・デバイスの保護されたB I O Sエリア内のファイルを読み取る。

10

【0009】

このようにして適用可能な一例のスマート・カードは、I S O 7 8 1 6仕様に従うスマート・カードである。この仕様は、スマート・カードの特性及び機能性について記述する。一例の実施例では、スマート・カードにアクセスするために利用されるコマンドは、単純なファイルシステム及びファイルシステム自体にアクセスするための基本のコマンドを定義する、I S O 7 8 1 6仕様、例えばセクションI S O 7 8 1 6 - 4に従う。

【0010】

一例の実施例において、B I T L O C K E R（商標）鍵（例えば、B I T L O C K E R（商標）によって利用される外部鍵）は、ロック・デバイスのファイルシステムに格納される。ロック・デバイスが認証されると、当該鍵はロック・デバイスから取り出され、続いて、プラットフォームのブート処理の間にB I T L O C K E R（商標）によって利用される。一例の実施例では、ロック・デバイスへのアクセスは読み出し専用のアクセスである。別の一例の実施例では、ロック・デバイス上のファイルは保護される。例えば、P I N等が提供されるまで、ロック・デバイス上のファイルへのアクセスは与えられなくてもよい。あるいは、別の例として、ロック・デバイス上の所定のファイルのみがプラットフォームによってアクセス可能なように選択される。したがって、ロック・デバイスが失われるか盗まれると、ロック・デバイス上の情報は保護され、無許可のエンティティ(entity)によってアクセスすることができない。

20

【0011】

図1は、例示的なシステム12のB I O S（基本入出力システム）部20を介してロック・デバイス18にアクセスするためのシステム12の機能ロック図である。図1に示されるように、システム12は、P C A T (PC advanced technology)互換のブート・マネージャ22、B I T L O C K E R（商標）ソフトウェア24及びB I O S部20を含む。B I O S部20はロック・デバイス・エミュレータ部14及びロック・デバイス・ドライバ部16を含む。ロック・デバイス・エミュレータ14は、ロック・デバイス18を検出し、ロック・デバイス18上のファイルを開くように構成される。B I O S部20は、ロック・デバイス18上に格納された情報にアクセスするよう構成されたロック・デバイス・ドライバ16を含む。

30

【0012】

B I O S部20は、システム12を含むプラットフォームのブート処理を制御するためのファームウェアを含む。一例の実施例では、B I O S部20は、例えば信頼されたプラットフォーム・モジュール(trusted platform module、T P M)等の信頼されたコンピューティング・グループ(T C G)・デバイスへのインターフェースを扱うための割り込みハンドラ（例えば、割り込みI A 1 6進法(interrupt 1A hexadecimal)、I N T 1 A h）、例えばキーボード等のヒューマン・インターフェース・デバイス(H I D)へのインターフェースを扱う割り込みハンドラ（例えば、I N T 9 h）、及び例えばユニバーサル・シリアル・バス(U S B)互換デバイス（例えば、U S Bディスク、U S Bカード読み取り装置）等のロック・デバイス・インターフェースへのインターフェースを扱うための割り込みハンドラ（例えば、I N T 1 3 h）を含む。特定の割り込みハンドラ

40

50

についての図 1 中の描写は例示的なものであり、任意のインターフェースを使用することができることが強調される。

【 0 0 1 3 】

B I O S 部 2 0 は、H I D 及び記憶ブロック・デバイスのような、U S B コントローラ及び基本デバイスをサポートする。一例の実施例では、B I O S 部 2 0 は、例えばスマート・カード 1 8 又はバイオメトリック・デバイス（図 1 に示されない）等のデバイスと互換性を有するように、ブロック・デバイス・エミュレータ 1 4 及びブロック・デバイス・ドライバ 1 6 を含むように構成される。一例の実施例では、ブロック・デバイス・ドライバ 1 6 は、少なくとも部分的に、例えば集積回路カード・インターフェース・デバイス改訂 1 . 1 の仕様等の集積回路カード・インターフェース・デバイス用の仕様に従って構成され、機能する。集積回路カード・インターフェース・デバイス用の仕様に記述されているような完全なデバイスクラスをインプリメントすることは必要ではなく、当該デバイスクラスのサブセットが適切である。カード・リーダとの基本的な相互作用、及び、例えば、スマート・カード 1 8 へ電力を提供したり、スマート・カード 1 8 から電を取り除いたり、スマート・カード 1 8 に対して及びスマート・カード 1 8 からコマンド及び応答A P D U (Application Protocol Data Unit、アプリケーション・プロトコル・データ・ユニット)を中継したりする等のスマート・カード 1 8 との通信を可能にするために利用される要素が適切である。

10

【 0 0 1 4 】

一例の実施例では、カード・リーダは、P C M C I A (P C メモリーカード国際協会、又は周辺コンポーネントマイクロチャネル相互接続アーキテクチャ)インターフェースを介してスマート・カード 1 8 に適合する。この実施例は、モバイル・コンピュータなどのための有利な使用を提供する。スマート・カード 1 8 は、カード、キー ホブ (key fob) あるいは任意の適切な構成の形式をとることができる。

20

【 0 0 1 5 】

一例の実施例において、図 2 に示されるように、ブロック・デバイス 1 8 は、指紋読み取り装置、網膜スキャナなどのようなバイオメトリック・デバイスを含む。バイオメトリック・デバイスは、通常、データ保存を提供しない。ブロック・デバイス 1 8 がデータ保存を提供しないバイオメトリック・デバイスあるいは他の二次因子を含む実施例において、B I O S 部 2 0 のファームウェアは、ブロック・デバイス 1 8 の認証を実行する。ブロック・デバイス 1 8 の認証が成功する場合、トークンはブロック・デバイス 1 8 によって提供することができ、それは、例えばB I T L O C K E R (商標)を開始することによって、ブート処理を続けるのに必要な鍵を含むプラットフォームの保護区域にアクセスするために使用することができる。この実施例では、プラットフォームの保護区域に格納される情報は、ブロック・デバイス 1 8 について先立って成功した認証なしでは読み取ることができない。

30

【 0 0 1 6 】

図 1 及び図 2 に示されるように、プラットフォームのB I O S 部 2 0 は静的に結合される。すなわち、プラットフォームのブート処理あるいはオペレーティング・システムが開始される前に、識別子に値を関連付ける処理が遂行される。したがって、ブロック・デバイス・エミュレータ 1 4 及びブロック・デバイス・ドライバ 1 6 は、すべてのタイプのブロック・デバイス 1 8 用に固定される。

40

【 0 0 1 7 】

図 3 は、例示的なシステム 2 8 の拡張可能なファームウェア・インターフェース (E F I) 2 6 を介してブロック・デバイス 1 8 にアクセスするためのシステム 2 8 の機能ブロック図である。システム 2 8 は、システム 1 2 のB I O S 実装であるかシステム 2 8 のE F I 実装であるかという差異はあるが、上述のシステム 1 2 と同様に機能する。E F I はB I O S に代わって利用されるものとして知られている。B I O S と同様、E F I は、オペレーティング・システムのブート処理をコントロールし、オペレーティング・システムとハードウェアとの間のインターフェースを提供する責務を負う。E F I 2 6 は動的に結

50

合される。すなわち、結合はブート処理の間に遂行される。したがって、ブロック・デバイス・エミュレータ14及びブロック・デバイス・ドライバ16は、別個に実施することができ、1つの静的なユニットに結合される必要はない。ブロック・デバイス・ドライバ16はEFIブート時間においてロードすることができる。

【0018】

図3に示されるように、システム28は、EFI互換のブート・マネージャ30、BITLOCKER(商標)ソフトウェア24及びEFI部26を含む。EFI部26はブロック・デバイス・エミュレータ部14及びブロック・デバイス・ドライバ部16を含む。ブロック・デバイス・エミュレータ14は、ブロック・デバイス18を検出し、ブロック・デバイス18上のファイルを開くように構成される。EFI部26は、ブロック・デバイス18上に格納された情報にアクセスするように構成されたブロック・デバイス・ドライバ16を含む。

10

【0019】

EFI部26は、システム12を含むプラットフォームのブート処理を制御するためのファームウェアを含む。一例の実施例では、EFI部26は、例えば信頼されたプラットフォーム・モジュール(TPM)等の信頼されたコンピューティング・グループ(TCG)・デバイスへのインターフェースを扱うための割り込みハンドラ、例えばキー・ボード等のヒューマン・インターフェース・デバイス(HID)へのインターフェースを扱う割り込みハンドラ、及び例えばユニバーサル・シリアル・バス(USB)互換デバイス(例えば、USBディスク、USBカード読み取り装置)等のブロック・デバイス・インターフェースへのインターフェースを扱うための割り込みハンドラを含む。特定の割り込みハンドラについての図1中の描写は例示的なものであり、任意のインターフェースを使用することができますが強調される。

20

【0020】

EFI部26は、HID及び記憶ブロック・デバイスのような、USBコントローラ及び基本デバイスをサポートする。一例の実施例では、EFI部26は、例えばスマート・カード18又はバイオメトリック・デバイス(図3に示されない)等のデバイスと互換性を有するように、ブロック・デバイス・エミュレータ14及びブロック・デバイス・ドライバ16を含むように構成される。一例の実施例では、ブロック・デバイス・ドライバ16は、少なくとも部分的に、例えば集積回路カード・インターフェース・デバイス改訂1.1の仕様等の集積回路カード・インターフェース・デバイス用の仕様に従って構成され、機能する。集積回路カード・インターフェース・デバイス用の仕様に記述されているような完全なデバイスクラスをインプリメントすることは必要ではなく、当該デバイスクラスのサブセットが適切である。例えば、カード・リーダとの基本的な相互作用、及び、スマート・カード18へ電力を提供したり、スマート・カード18から電力を取り除いたり、スマート・カード18に対して及びスマート・カード18からコマンド及び応答APDU(Application Protocol Data Unit、アプリケーション・プロトコル・データ・ユニット)を中継したりする等のスマート・カード18との通信を可能にするために利用される要素が適切である。

30

【0021】

一例の実施例では、カード・リーダは、PCMCA(PCMメモリーカード国際協会、又は周辺コンポーネントマイクロチャネル相互接続アーキテクチャ)インターフェースを介してスマート・カード18に適合する。この実施例は、モバイル・コンピュータなどのための有利な使用を提供する。スマート・カード18は、カード、キー・ホブ(key fob)あるいは任意の適切な構成の形式をとることができる。

40

【0022】

一例の実施例において、図4に示されるように、ブロック・デバイス18は、指紋読み取り装置、網膜スキャナなどのようなバイオメトリック・デバイスを含む。バイオメトリック・デバイスは、通常、データ保存を提供しない。ブロック・デバイス18がデータ保存を提供しないバイオメトリック・デバイスあるいは他の二次因子を含む実施例において

50

、EFI部26のファームウェアは、ロック・デバイス18の認証を実行する。ロック・デバイス18の認証が成功する場合、トークンはロック・デバイス18によって提供することができ、それは、例えばBITLOCKER(商標)を開始することによって、ブート処理を続けるのに必要な鍵を含むプラットフォームの保護区域にアクセスするために使用することができる。この実施例では、プラットフォームの保護区域に格納される情報は、ロック・デバイス18について先立って成功した認証なしでは読み取ることができない。

【0023】

別の一例の実施例では、EFIはハードディスクなどからBIOS上でブートされる。

10

【0024】

オペレーティング・システムがプラットフォームにロードされるのに先立って、ロック・デバイスが認証される。一例の実施例では、BIOSが実装される場合、BIOS上の割り込み19hが呼び出される前に、ロック・デバイスが認証される。すなわち、ブート処理中に、BIOSがオペレーティング・システムをロードし始める前に、ロック・デバイスが認証される。一例の実施例において、EFIが実装される場合、ブート・マネージャがEFI上で呼び出される前に、ロック・デバイスが認証される。ロック・デバイスは、例えばPIN等の使用によってなど、任意の適切な手段によって認証することができる。ロックが首尾よく認証された後、仮想ロック・デバイスがプラットフォームのメモリに生成される。

20

【0025】

プラットフォーム・メモリにおいて仮想ロック・デバイスを生成するために、ロック・デバイスの記憶装置は、ブート処理が実行を開始／継続することを可能にする情報を含んでいる位置を求めて探索される。ロック・デバイス上の記憶装置の構造はいかなる適切な構造も含むことができ、ブート処理の実行を可能にする情報を含むロック・デバイス上の記憶の位置は、任意の適切な方法で識別することができる。

【0026】

図5は、ISO 7816仕様に準拠するロック・デバイスの一例のファイルシステム40の図である。このファイルシステム40が例示的なものであり、如何なる適切なファイルシステムもロック・デバイス上に実装できることが強調される。一例の実施例では、ロック・デバイスのファイルシステム40は、少なくとも1つのマスタファイル32(図5のMFとして描かれている)、少なくとも1つの専用ファイル34(図5のDFとして描かれている)及び少なくとも1つの基本ファイル36(図5のEFとして描かれている)を含む。簡単にするために、各タイプのファイルのうちの1つだけ(32、32及び36)にラベルが付けられている。ファイルシステム40の階層は、専用ファイル及び基本ファイルがマスタファイル32の下位となるような状態である。マスタファイル32はルート・ファイルである。専用ファイルはファイル制御情報を含んでいる。専用ファイルは、オプションとして、割り当てに利用可能なメモリの指示を含むことができる。専用ファイルは基本ファイルの親となることができ、及び／又は、専用ファイルは基本ファイルであってもよい。

30

【0027】

一例の実施例では、基本ファイルは、基本ファイルがブート処理の実行を可能にするための情報を含んでいるという指示を含む。例えば、基本ファイルは、それがBITLOCKER(商標)によって利用されるための鍵を含んでいるという指示を含むことができる。一例の実施例において、図5に描かれるように、基本ファイルは、それがブート処理の実行を可能にするための情報を含むことを示すために、VFAT(仮想ファイル属性テーブル)として指定される。VFATのIDを有する基本ファイルに含まれる情報のタイプの一例がロック38に描かれる。他の情報の中で、BITLOCKER(商標)によって利用可能な鍵は次のように示される：LFN(論理ファイル名)：E5E1A420-0134-4677-88B1-855E9DC200F7.BEK、及びLFN：A E324B14-5264-E32A-9A23-225AB6823A32.BEK。

40

50

【0028】

図6は、プラットフォーム・メモリ中の仮想ブロック・デバイスを生成する一例の処理のフロー図である。ステップ40において、プラットフォーム中のメモリが割り当てられ、すべての必要なシステム構造が初期化される。一例の実施例において、ブロック・デバイスは、ブート処理の実行の前にプラットフォームに結合される。ブロック・デバイス上のファイルシステムは、一例の実施例において、プラットフォームがブロック・デバイスからブートするのを防止するためにゼロに等しいブートセクタを有する、読み出し専用のFATとして実装される。プラットフォームにオペレーティング・システムをロードする前に、ブロック・デバイスのマスタファイルはステップ42でプラットフォーム・メモリにロードされる。BIOS又はEFI等のファームウェアは、ステップ44において、ID_VFAT(ID番号を表す)を有する基本ファイルを求めて、ブロック・デバイス上のマスタファイル及び下位の専用ファイルを再帰的に探索する。ステップ46において、ID_VFATを有する基本ファイルが見つからない場合、未使用のリソースはステップ58において解放され、処理が終了する。ステップ46において、ID_VFATを有する基本ファイルが見つかる場合、そのような基本ファイルはすべてステップ48においてプラットフォーム・メモリにロードされる。ID_VFATを有する基本ファイルが見つかることは、ブロック・デバイスがブートアクセスのために設定されており、仮想ブロック・デバイスの生成が開始できるという指示である。

10

【0029】

基本ファイルはステップ50で開かれて解析される。ISO 7816仕様に従う一例の実施例では、基本ファイルは5バイトの識別子に制限されている。したがって、プラットフォームは、5ビットより長い名前を持っている外部鍵をBITLOCKER(商標)が使用することを許可するための仮想ブロック・デバイスに含まれるべき、ブロック・デバイス上のすべてのファイルのカタログを維持する。例えばBITLOCKER(商標)鍵等の情報は、ステップ52において、解析された基本ファイルから抽出される。ステップ54で、例えばBITLOCKER(商標)鍵等の抽出された情報は、プラットフォーム・メモリ中の仮想ブロック・デバイスの個々の適切なファイルに加えられる。ID_VFATを有する、より多くの基本ファイルが存在する場合(ステップ56)、上述のように、処理はステップ50に移り継続する。ID_VFATを有する基本ファイルがそれ以上存在しない場合(ステップ56)、未使用のリソースは解放され、処理はステップ58で終了する。EFにおいてVATであると識別されない、ブロック・デバイス上で見つかったファイルは、アクセスされないか又は読み取られず、したがって、露出されない。

20

30

【0030】

仮想ブロック・デバイスは、プラットフォーム・メモリにおいて動的に生成される。仮想ブロック・デバイスは、ブート処理(例えばプラットフォームに電源が入れられる)の間に一度生成される。ブロック・デバイスがプラットフォームから分離されても、仮想ブロック・デバイスのファイルはプラットフォーム・メモリに残る。しかし、仮想ブロック・デバイスはプリブート時間中に存在し、プラットフォーム・オペレーティング・システムがロードされる時破壊される。

40

【0031】

仮想ブロック・デバイスのフォルダ階層は、ブロック・デバイスのフォルダの階層に従う。ID_VFATを有する基本ファイルだけがロードされるので、ブロック・デバイス上の望まれないファイルは仮想ブロック・デバイス内で表現されない。したがって、データで実際に占められるブロック用のプラットフォーム・メモリのみが割り当てられる。仮想ブロック・デバイスのためのプラットフォーム・メモリの例示的な割り当ての描写は、図7に示される。図7に示されるように、プラットフォーム・メモリは、ブート記録セクタ60、ファイル割り当てテーブル・セクタ62、バックアップ・ファイル割り当てテーブル・セクタ64、ルート・ディレクトリ66及び少なくとも1つのデータ記憶領域セクタ68に割り当てられる。データ記憶領域68は、例えばBITLOCKER(商標)鍵のようなブート処理が実行することを可能にするための情報使用を含むことができる。-

50

例の実施例では、各セクタは 512 バイトを含む。プラットフォーム・メモリは、例えば隣接するようにするなどして、任意の適切な方法で割り当てることができる。一例の実施例では、ブート・アプリケーションから要求されると、ステップ 66 が行なわれ、他のすべてのロックはオンザフライで計算される。

【0032】

上述のように、ロック・デバイスは CCID スマート・カードを含むことができる。図 8 は、CCID スマート・カードにアクセスする例示的な処理のフロー図である。図 8 に描かれた処理が任意の適切なロック・デバイスに適用可能であることが強調される。ステップ 70 では、CCID カード・リーダが検出されるか否かが決定される。上述のように、カード・リーダが検出されない場合(ステップ 70)、ステップ 90 として、BIOS が実装される場合には割り込み 19h が呼び出され、EFI が実装される場合にはブート・マネージャがロードされる。カード・リーダが検出される場合(ステップ 70)、ステップ 72 で、カード・リーダに結合されたスマート・カードが検出されるか否かが決定される。スマート・カードが検出されない場合(ステップ 72)、処理はステップ 90 に移る。スマート・カードが検出される場合(ステップ 72)、ステップ 74 で、スマート・カードが ISO 7816-4、あるいは他の適切なプロトコルに準拠するか否かが決定される。スマート・カードが準拠しない場合(ステップ 74)、処理はステップ 90 に移る。スマート・カードが準拠する場合(ステップ 74)、スマート・カードからの専用のブート・ファイルはステップ 76 でプラットフォーム・メモリにロードされる。

10

【0033】

ステップ 78 において、DF ブート・ファイルが例えば PIN によって保護されるか否かが決定される。DF ブート・ファイルが保護されない場合(ステップ 78)、プラットフォーム・メモリ中の仮想ロック・デバイスの生成はステップ 88 で初期化される。DF ブート・ファイルが保護される場合(ステップ 78)、ステップ 80 において、PIN などのためにプロンプトが表示される。PIN などが入力されることを可能にするために利用されるユーザ・インターフェース(UI)は、イニシャル・プログラム・ロード(IPL)、又はブートのコードが開始される前に遂行される。キーボード、ディスプレイ及び/又は他の UI デバイスの制御が一旦 IPL コードに渡されれば、認証プロンプトは表示可能でなくてもよい。一例の実施例では、スマート・カードがプラットフォームへの電源供給の前にカード・リーダへ結合されること(例えば、挿入されること)が期待される。

20

【0034】

PIN 等はステップ 82 で受け取られる。ステップ 84 では、PIN 等はスマート・カードのロックを解除するために利用される。ステップ 86 では、スマート・カードがロックを解除されるか否かが決定される。スマート・カードがロックを解除される場合(ステップ 86)、処理はステップ 88 に移る。スマート・カードがロックを解除されない場合(ステップ 86)、処理はステップ 80 に移る。

30

【0035】

仮想ロック・デバイスが首尾よく生成された後、IPL コードは仮想ロック・デバイスを列挙し、BITLOCKER(商標)外部鍵などの検索にそれを含める。一旦鍵がブート・マネージャによってロードされ、当該鍵が暗号化されたボリュームのロックを首尾よく解除したならば、制御はオペレーティング・システム・ローダに渡される。一例の実施例では、仮想ロック・デバイスのプラットフォームメモリにおける記憶位置は、オペレーティング・システム・ローダによって保護されず、維持されず、知られていない。したがって、オペレーティング・システム・ファイルはロードされ、仮想ロック・デバイスの記憶スペースに結局上書きすることができます。

40

【0036】

プラットフォームの認証をサポートする透明な二次因子の様々な実施例は、計算デバイス上で実行可能である。図 9 及び以下の説明は、そのような計算デバイスを実施することができる適切なコンピュータ環境の簡潔な概説を提供する。必要ではないが、プラットフ

50

オームの認証をサポートする透明な二次因子の様々な態様は、クライアントワークステーション又はサーバのようなコンピュータによって実行されるプログラムモジュール等のコンピュータ実行可能命令の一般的な文脈で記述することができる。一般に、プログラムモジュールは、特定のタスクを実行したり、特定の抽象データ型を実装したりするルーチン、プログラム、オブジェクト、コンポーネント、データ構造などを含んでいる。さらに、透明な二次因子によるプラットフォームの認証は、ハンドヘルド・デバイス、マルチプロセッサ・システム、マイクロプロセッサ・ベースあるいはプログラム可能な家電、ネットワークPC、ミニコンピュータ、メインフレーム・コンピュータ等を含む、他のコンピュータ・システム構成で実施することができる。さらに、透明な二次因子によるプラットフォームの認証は、タスクが通信ネットワークを介して結合された遠隔処理装置で実行される分散コンピューティング環境中で実行することができる。分散コンピューティング環境では、プログラムモジュールはローカル及び遠隔のメモリ記憶装置の両方に位置することができる。

【0037】

コンピュータ・システムは、大きく3つのコンポーネント群に分割することができる：ハードウェア・コンポーネント、ハードウェア／ソフトウェアインターフェース・システム・コンポーネント及びアプリケーション・プログラム・コンポーネント（「ユーザ・コンポーネント」あるいは「ソフトウェア・コンポーネント」とも呼ばれる）。コンピュータ・システムの様々な実施例では、ハードウェア・コンポーネントは中央処理部（CPU）621、メモリ（ROM 664及びRAM 625の両方）、基本入出力システム（BIOS）666、及びキーボード640、マウス642、モニタ647及び／又はプリンタ（図示せず）のような各種入力／出力（I/O）デバイスを含んでもよい。ハードウェア・コンポーネントは、コンピュータ・システム用の基本的な物理的インフラストラクチャを含む。

【0038】

アプリケーション・プログラム・コンポーネントは、コンパイラ、データベース・システム、ワード・プロセッサ、ビジネス・プログラム、ビデオゲームなどを含み、これらに限定されない様々なソフトウェアプログラムを含む。アプリケーション・プログラムは、様々なユーザ（機械、他のコンピュータ・システム及び／又はエンドユーザ）のために問題を解決し、ソリューションを提供し、データを処理するのにコンピュータリソースを利用する手段を提供する。一例の実施例において、アプリケーション・プログラムは、ロック・デバイスを検出し、ロック・デバイス上でファイルを開き、ロック・デバイス上でファイルを検索し、プラットフォーム・メモリ内に仮想ロック・デバイスを生成し、ロック・デバイスのロックを解除してブート処理を開始するためにPIN等を利用するなど、上述のように、透明な二次因子を介したプラットフォームの認証に関連付けられた機能を実行する。

【0039】

ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システム・コンポーネントは、それ自体がほとんどの場合にシェル及びカーネルを含むオペレーティング・システムを含む（そして、いくつかの実施例において、オペレーティング・システムのみからなってもよい）。「オペレーティング・システム」（OS）は、アプリケーション・プログラムとコンピュータ・ハードウェアとの間の媒介として働く特別なプログラムである。ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システム・コンポーネントは、コンピュータ・システム中のオペレーティング・システムの代わりに、あるいはそのオペレーティング・システムに加えて、仮想マシンマネージャ（VMM）、共通言語ランタイム（CLR）あるいはそれと機能的に等価なもの、Java（登録商標）仮想マシン（JVM）あるいはそれと機能的に等価なもの、あるいはそのようなソフトウェアコンポーネントを含んでもよい。ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムの目的は、ユーザがアプリケーション・プログラムを実行することができる環境を提供することである。

【0040】

10

20

30

40

50

ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムは、一般に起動時にコンピュータ・システムにロードされ、コンピュータ・システム中のアプリケーション・プログラムをすべてその後に管理する。アプリケーション・プログラムは、アプリケーション・プログラム・インターフェース（A P I）を介してサービスを要求することによって、ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムとやりとりする。いくつかのアプリケーション・プログラムによって、エンドユーザは、コマンド言語あるいはグラフィカル・ユーザ・インターフェース（G U I）のようなユーザ・インターフェースによってハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムとやりとりすることができる。

【0041】

ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムは、従来、アプリケーションのための様々なサービスを行っている。複数のプログラムが同時に動作し得るマルチタスク・ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムでは、ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムは、どのアプリケーションがどの順序で動作すべきか、その後別のアプリケーションにスイッチする前に各アプリケーションのためにどれだけの時間を許可しなければならないかを決定する。ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムは、複数のアプリケーション中で内部メモリの共有を管理し、ハードディスク、プリンタ及び電話回線ポートのような付属のハードウェアデバイス間の入出力を扱う。ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムはまた、動作及び生じたかもしれないあらゆるエラーの状態に関して各アプリケーション（そして、ある場合にはエンドユーザ）にメッセージを送信する。開始するアプリケーションがこの作業から解放され、他の処理及び／又は動作を再開することができるよう、ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムはまた、バッチジョブ（例えば印刷）の管理から解放されることができる。並列処理を提供することができるコンピュータにおいては、ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムはまた、一度に1つを超えるプロセッサ上で走るようにプログラムを分割することを管理する。

【0042】

ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システム・シェル（「シェル」と呼ばれる）は、ハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムへの対話型のエンドユーザ・インターフェースである。（シェルも、「コマンド・インターブリタ」あるいはオペレーティング・システムで「オペレーティング・システム・シェル」と呼ばれてもよい）。シェルは、アプリケーション・プログラム及び／又はエンドユーザによって直接アクセス可能なハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムの外層である。シェルとは対照的に、カーネルは、ハードウェア・コンポーネントと直接やりとりするハードウェア／ソフトウェア・インターフェース・システムの最も内側の層である。

【0043】

図9に示されるように、例示的な汎用コンピュータ・システムは、処理装置621、システムメモリ662、及び処理装置621に対してシステムメモリを含む様々なシステムコンポーネントを結合するシステム・バス623を含む、従来のコンピュータ装置660を含んでいる。システム・バス623は、様々なバス方式のうちの任意のものを使用する、メモリバス又はメモリ・コントローラ、周辺バス及びローカルバスを含むいくつかのタイプのバス構造のいずれであってもよい。システムメモリは読み取り専用メモリ（R O M）664及びランダム・アクセス・メモリ（R A M）625を含んでいる。起動中などにコンピュータ装置660内の要素間で情報を転送するのを支援する基本ルーチンを含んでいる基本入出力システム（B I O S）666は、R O M 664に格納される。コンピュータ装置660はさらに、ハードディスク（図示されないハードディスク）から読み書きするためのハードディスクドライブ627、取外し可能な磁気ディスク629（例えばフロッピー（登録商標）ディスク、取り外し可能な記憶装置）から読み書きするための磁気ディスクドライブ628（例えばフロッピー（登録商標）ドライブ）、及びC D R O Mや他の光媒体のような取外し可能な光ディスク631から読み書きするための光ディスクド

10

20

30

40

50

イブ 630 を含んでいる。ハードディスクドライブ 627、磁気ディスクドライブ 628 及び光ディスクドライブ 630 は、ハードディスクドライブ・インターフェース 632、磁気ディスクドライブ・インターフェース 633 及び光ドライブインターフェース 634 によってシステム・バス 623 にそれぞれ接続される。ドライブ及びそれらに関連するコンピュータ読取り可能な媒体は、コンピュータ装置 660 にコンピュータ読取り可能な命令、データ構造、プログラムモジュール及び他のデータの不揮発性記憶装置を提供する。ここに説明される例示的な環境は、ハードディスク、取外し可能な磁気ディスク 629 及び取外し可能な光ディスク 631 を使用するが、当業者であれば、磁気カセット、フラッシュ・メモリカード、ディジタル・ビデオ・ディスク、ベルヌーイ・カートリッジ、ランダム・アクセス・メモリ (RAM)、読み取り専用メモリ (ROM) 等のようなコンピュータによってアクセス可能なデータを格納することができる、他のタイプのコンピュータ読取り可能なメディアも当該例示的な動作環境において使用できることを理解すべきである。同様に、例示的な環境はまた、熱センサ、セキュリティ警報システムあるいは火災警報システム及び他の情報源などの多くのタイプの監視装置を含んでもよい。

10

【0044】

オペレーティング・システム 635、1つ又は複数のアプリケーション・プログラム 636、他のプログラムモジュール 637 及びプログラムデータ 638 を含む多くのプログラムモジュールは、ハードディスク、磁気ディスク 629、光ディスク 631、ROM 664 又は RAM 625 上に格納することができる。ユーザは、キーボード 640 及びポイントティングデバイス 642 (例えばマウス) のような入力デバイスを介してコンピュータ装置 660 へコマンド及び情報を入力できる。他の入力デバイス (図示せず) は、マイクロホン、ジョイスティック、ゲーム・パッド、衛星ディスク、スキャナなどを含んでもよい。これら及び他の入力デバイスは、システム・バスに結合されたシリアルポート・インターフェース 646 を介して処理装置 621 にしばしば接続されるが、パラレルポート、ゲームポートあるいはユニバーサル・シリアル・バス (USB) のような他のインターフェースによって接続されてもよい。モニタ 647 あるいは他のタイプの表示装置もビデオアダプター 648 のようなインターフェース経由でシステム・バス 623 に接続される。モニタ 647 に加えて、コンピュータ装置は、通常、スピーカやプリンタのような他の周辺の出力装置 (図示せず) を含んでいる。図 9 の例示的な環境はまた、ホストアダプタ 655、小型コンピューター用周辺機器インターフェース (SCSI) バス 656、及び SCSI バス 656 に接続された外部記憶装置 662 を含んでいる。

20

【0045】

コンピュータ装置 660 は、リモートコンピュータ 649 のような1つ又は複数のリモートコンピュータへの論理接続を使用して、ネットワーク化された環境で動作してもよい。リモートコンピュータ 649 は、別のコンピュータ装置 (例えばパーソナルコンピュータ)、サーバ、ルータ、ネットワーク PC、ピアデバイスあるいは他の共通ネットワークノードであってもよく、通常、コンピュータ装置 660 に関連のある上述の要素の多く又は全てを含んでいるが、図 9 においてはメモリ記憶装置 650 (フロッピー (登録商標) ドライブ) のみ説明された。図 9 に描かれた論理接続はローカル・エリア・ネットワーク (LAN) 651 及び広域ネットワーク (WAN) 652 を含んでいる。そのようなネットワーキング環境は、オフィス、企業規模のコンピュータネットワーク、インターネット及びインターネットにおいて一般的である。

30

【0046】

LAN ネットワーキング環境で使用される場合、コンピュータ装置 660 は、ネットワークインターフェース又はアダプタ 653 によって LAN 651 に接続される。WAN ネットワーキング環境で使用される場合、コンピュータ装置 660 は、インターネットのような広域ネットワーク 652 を介して通信を確立するためのモデム 654 あるいは他の手段を含んでもよい。モデム 654 は、内蔵型又は外付型であり得るが、シリアルポート・インターフェース 646 経由でシステム・バス 623 に接続される。ネットワーク化された環境では、コンピュータ装置 660 又はその一部に関連して描かれたプログラムモジュ

40

50

ールは、遠隔メモリ記憶装置に格納されてもよい。示されたネットワーク接続が例示的なものであって、コンピュータ間の通信リンクを確立する他の手段を使用してもよいことが理解されよう。

【0047】

透明な二次因子を介するプラットフォームの認証についての多数の実施例がコンピュータ化されたシステムには特に良く適するものと思われるが、本明細書に記載のいずれの事項も、本発明をそのような実施例に制限するようには意図されない。反対に、使用される「コンピュータ・システム」なる用語は、そのような装置がその特性において電子的か否か、機械的か否か、論理的か否か、仮想的か否かにかかわらず、情報を格納して処理することができ、及び／又はデバイス自体の振る舞い又は実行をコントロールするために格納した情報を使用することができる任意の及び全ての装置を包含するように意図される。

10

【0048】

本明細書に記述された様々な技術は、ハードウェア又はソフトウェアで実施することができ、あるいは、適切な場合、両者の組み合わせで実施できる。したがって、透明な二次因子を介するプラットフォームの認証のための方法及び装置、あるいはその特定の態様又は一部は、フロッピー（登録商標）ディスク、CD-ROM、ハードドライブあるいは任意の機械可読記憶媒体のような有形の媒体に組み込まれるプログラムコード（つまり命令）の形をとることができ、プログラムコードがコンピュータのようなマシンへロードされ、マシンによって実行される場合、当該マシンは透明な二次因子を介したプラットフォームの認証のための装置となる。

20

【0049】

必要であれば、プログラムはアセンブリ又は機械語でインプリメントすることができる。どんな場合も、言語はコンパイルされ又は解釈された言語とすることができます、ハードウェア実装と組み合わせることができます。透明な二次因子を介したプラットフォームの認証のための方法及び装置はまた、電気配線あるいはケーブル、光ファイバ、あるいは他の形式の伝送を介するなどして、ある伝送媒体を介して送信されるプログラムコードの形で具体化された通信によって実行することができ、プログラムコードがEPROM、ゲート・アレイ、プログラム可能ロジックデバイス（PLD）、クライアントコンピュータなどのマシンへ受け取られてロードされ、マシンによって実行される場合、当該マシンは、特性によって仮想マシンを管理するための装置になる。汎用プロセッサ上にインプリメントされる場合、プログラム・コードは、プロセッサと組み合わせて、透明な二次因子を介してプラットフォームの機能認証を呼び出すように動作する独自のデバイスを提供する。さらに、透明な二次因子を介したプラットフォームの認証に関して使用されるいかなる記憶技術も、常にハードウェアとソフトウェアの組み合わせになりえる。

30

【0050】

透明な二次因子を介したプラットフォームの認証は様々な図の例示的な実施例に関して記述されてきたが、他の同様の実施例を使用することができ、発明の範囲から逸脱することなく、透明な二次因子を介したプラットフォームの認証のための同じ機能を実行するために、説明された実施例に対して変更及び追加をなすことができるこができることが理解されよう。したがって、本明細書に記述されるような透明な二次因子を介したプラットフォームの認証は、いかなる単一の実施例にも制限されたべくなく、添付の特許請求の範囲に従う範囲において解釈されるべきである。

40

【図面の簡単な説明】

【0051】

【図1】システムのBIOS部を介してブロック・デバイスにアクセスするための一例のシステムの機能ブロック図である。

【図2】システムのBIOS部を介してバイオメトリック・デバイスにアクセスするための一例のシステムの機能ブロック図である。

【図3】システムのEFIを介してブロック・デバイスにアクセスするための一例のシステムの機能ブロック図である。

50

【図4】システムのEFIを介してバイオメトリック・デバイスにアクセスするための一例のシステムの機能ブロック図である。

【図5】ISO 7816仕様に準拠するブロック・デバイスの一例のファイルシステムの図である。

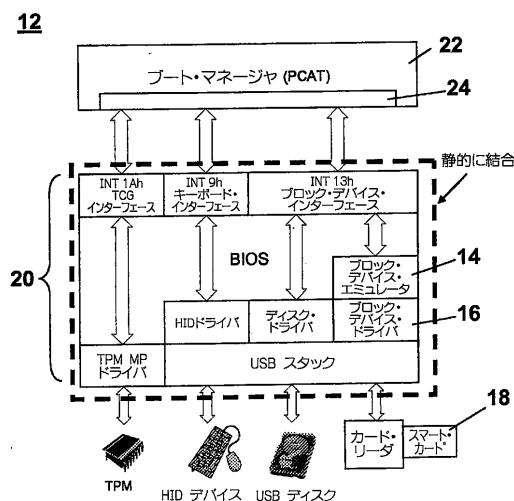
【図6】プラットフォーム・メモリ中の仮想ブロック・デバイスを生成する一例の処理のフロー図である。

【図7】仮想ブロック・デバイス用のプラットフォーム・メモリの一例の割り当ての図である。

【図8】CCIDスマート・カードにアクセスする一例の処理のフロー図である。

【図9】透明な二次因子を介したプラットフォーム認証を実施することができる一例のコンピュータ環境の図である。 10

【図1】



【図2】

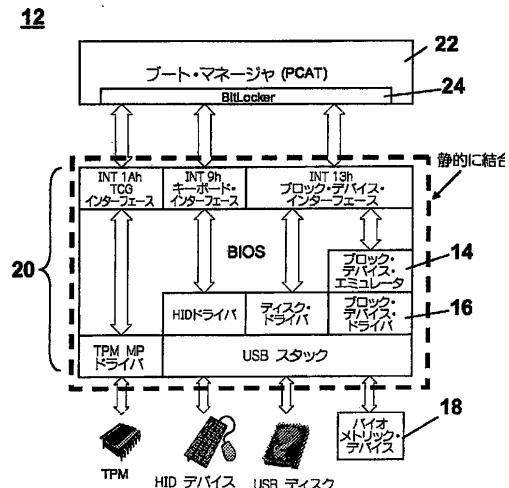
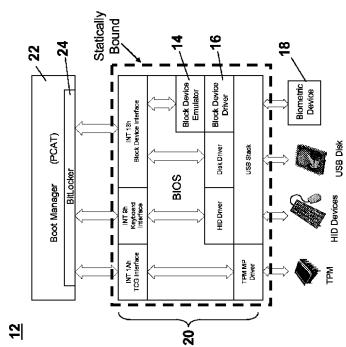
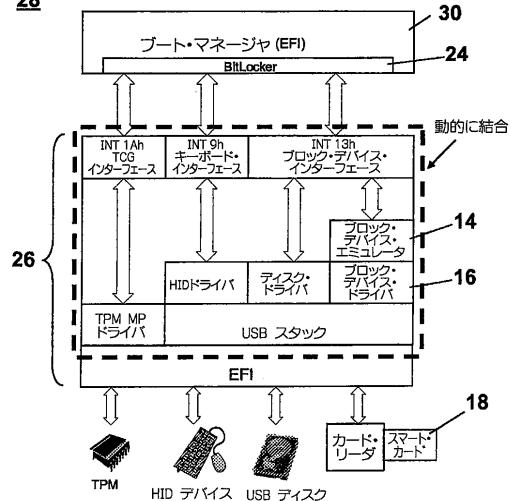


FIGURE 2

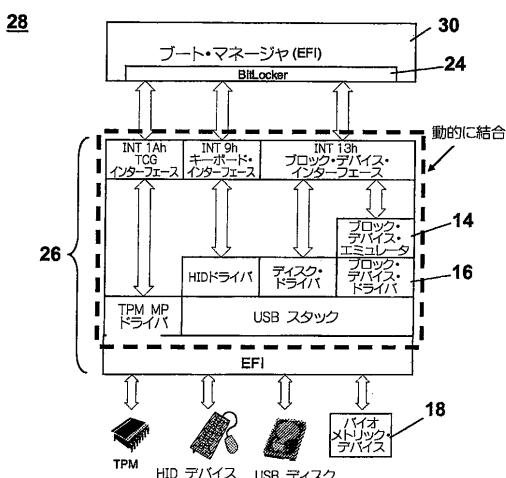


【図 3】

28

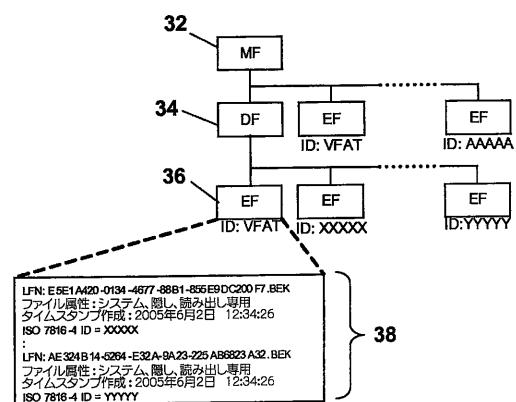


【図 4】

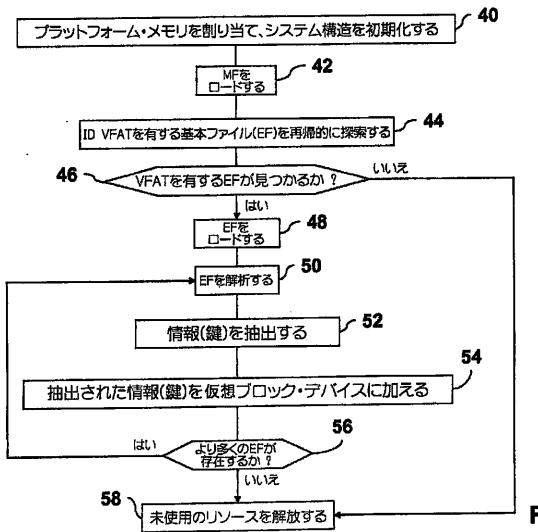


【図 5】

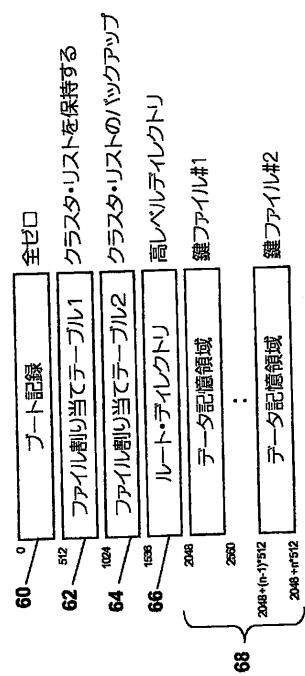
40



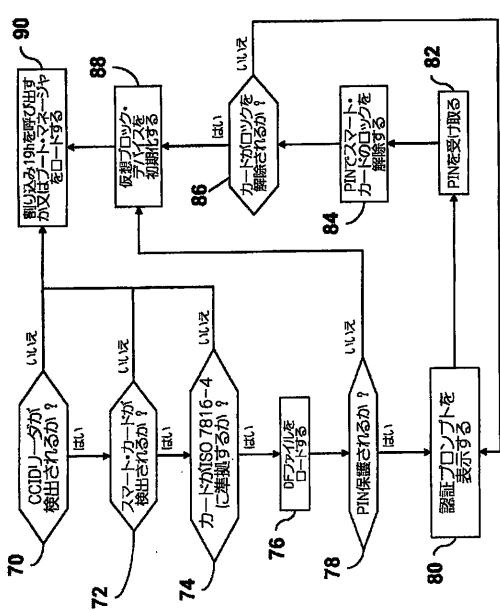
【 図 6 】



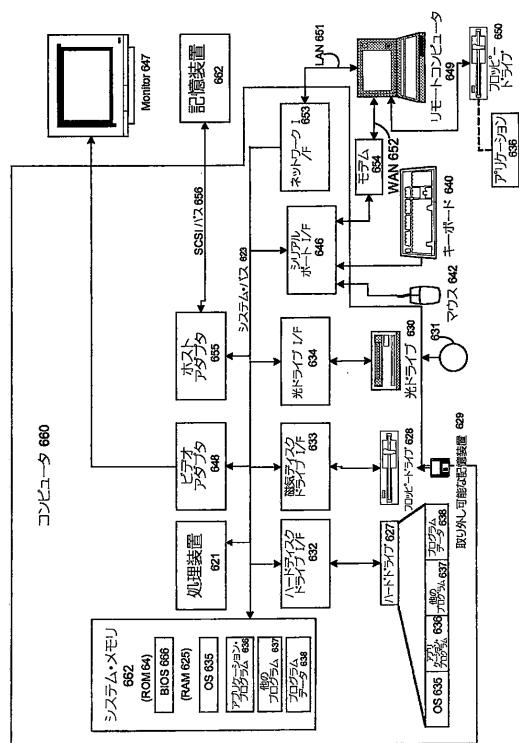
〔 図 7 〕



(図 8)



(四 9)



【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/US2007/079737
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER		
G06F 9/06(2006.01)i, G06F 15/00(2006.01)i		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) IPC 8 G06F, H04Q		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Korean Utility models and applications for Utility models since 1975 Japanese Utility models and applications for Utility models since 1975		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) eKIPASS(KIPO internal) "Keywords: pre-booting, BIOS, device driver, smartcard and similar terms"		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X Y	KR 10-1999-0058372 A (SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.) 15 July 1999 See the abstract, figures 1-2, and pages 2-3.	1-6, 10-14, 16-18, 20 7-9, 15, 19
Y	KR 10-2000-0018098 A (SOLID SYSTEM CO., LTD.) 06 April 2000 See the abstract, figures 1-2 and 7, and pages 2-3.	7-9, 15, 19
A	US 6,463,537 B1 (TELLO, J. A.) 08 October 2002 See the abstract, figures 1 and 13A-13V, and col.2 line 57 - col.3 line 48 and col.14 lines 1-44.	1-20
A	KR 10-2002-0004368 A (KOO, SEUNG YUB) 16 January 2002 See the abstract, figures 1-3, and pages 2-4.	1-20
A	KR 10-2001-0087034 A (KIM, H. H. et al.) 15 September 2001 See the abstract, figures 2-3, and pages 3-4.	1-20
A	KR 10-2006-0004584 A (SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.) 12 January 2006 See the abstract, figures 2-3, and pages 2-3.	1-20
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.
<p>* Special categories of cited documents:</p> <p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p> <p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&" document member of the same patent family</p>		
Date of the actual completion of the international search 05 MARCH 2008 (05.03.2008)	Date of mailing of the international search report 05 MARCH 2008 (05.03.2008)	
Name and mailing address of the ISA/KR  Korean Intellectual Property Office Government Complex-Daejeon, 139 Seonsa-ro, Seo-gu, Daejeon 302-701, Republic of Korea Facsimile No. 82-42-472-7140	Authorized officer NHO, Ji Myong Telephone No. 82-42-481-8528	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT
Information on patent family members

International application No.
PCT/US2007/079737

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
KR 1019990058372 A	15.07.1999	None	
KR 1020000018098 A	06.04.2000	None	
US 06463537 B1	08.10.2002	None	
KR 1020020004368 A	16.01.2002	KR 1020020004366 A KR 1020020004367 A	16.01.2002 16.01.2002
KR 1020010087034 A	15.09.2001	None	
KR 1020060004584 A	12.01.2006	None	

フロントページの続き

(81) 指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MT,NL,PL,PT,RO,SE,SI,SK,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PL,PT,RO,RS,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,SV,SY,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,UZ,VC,VN,ZA,ZM,ZW

(74) 代理人 100147991

弁理士 鳥居 健一

(72) 発明者 ウーテン , ディヴィッド・アール

アメリカ合衆国ワシントン州 98052 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , インターナショナル・パテンツ

(72) 発明者 ホルト , エリック

アメリカ合衆国ワシントン州 98052 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , インターナショナル・パテンツ

(72) 発明者 トム , ステファン

アメリカ合衆国ワシントン州 98052 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , インターナショナル・パテンツ

(72) 発明者 ウレチェ , トニー

アメリカ合衆国ワシントン州 98052 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , インターナショナル・パテンツ

(72) 発明者 スレッズ , ダン

アメリカ合衆国ワシントン州 98052 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , インターナショナル・パテンツ

(72) 発明者 マックルヴァー , ダグラス・エム

アメリカ合衆国ワシントン州 98052 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , インターナショナル・パテンツ

F ターム(参考) 5B017 AA03 BA05 CA07 CA15 CA16

5B285 AA01 AA04 BA01 CB02 CB06 CB12 CB83